

特別定額給付金について

コロナウイルスで、皆さんの生活が大変になっています。国から、ひとり10万円もらえます。

【もらえる人】

2020年(令和2年)4月27日に、福井市の住民基本台帳(あなたが福井市に住んでいることを知らせる書類)に名前がある人

【お金を受け取る人】

世帯主(同じ家で一緒に生活する人のグループの中で、代表になる人)

【もらえる金額】

ひとり10万円

【もらえる方法】

できるだけ、手紙か、インターネット(パソコンやスマホ)で手続きをします

手紙で手続きをする方法

福井市から送ってきた手紙に、名前や住所などを書きます。福井市からきた

手紙と一緒に入っている封筒に入れて、送ります。切手はいりません。

○手紙に一緒に入れるもの

・本人確認書類（自分の名前や生まれた日、住所などを証明するもの）

（在留カード、運転免許証などのコピー（表裏））

・お金を振り込む口座がわかるもの

（通帳の1番最初のページ、キャッシュカードなどのコピー）

インターネット（パソコンやスマホ）で手続きをする方法

インターネットで手続きができる人は、マイナンバーカードを持っている

世帯主で、「マイナポータル」(アプリをダウンロードする)を使える人だけです。

マイナポータルで、お金を振り込む口座を書いて、インターネットで送ります。

わからないことは、コチラをみてください。

手続きをする方法は、下をみてください。

・パソコンで手続きをする

・スマホで手続きをする

○手続きをするときに準備しておくもの

・世帯主のマイナンバーカード

マイナンバーカードをもらった時に決めた番号が必要です。

・マイナポータルA Pのインストール

・マイナンバーカードの読み取りができるスマホ

(またはパソコンとICカードリーダー)

マイナンバーカードの読み取りができるスマホかどうかは、コチラをみてください。

・お金を振り込む口座がわかるもの

(銀行の名前、口座番号、口座をもっている人の名前など)

インターネットでの手続きが終わった人は、手紙を送る必要はありません。

今からマイナンバーカードを作るには、1カ月より長くかかります。

インターネットから送った内容に間違いがあると、もう一度手続きしなければなりません。

【福井市コールセンター】

福井市では、特別定額給付金についての質問に答えます。わからないことがあったら、電話をしてください。

電話番号 0776-20-5201

時間 9時～17時(5、6月は土日も電話がかかります)

日本語で答えます。日本語がわかる人に質問してもらおうと便利です。もし英語、

中国語、ポルトガル語で相談したいときは、国際室(電話0776-20-5300)に電話

してください。通訳できる日を教えます。

【夫・妻などからの暴力で逃げている人へ】

夫・妻などからの暴力で逃げている人は、世帯主でなくても、特別定額給付

金を受け取ることができます。相談してください。

電話番号 0776-20-5412 (福井市子ども福祉課)

時間 8時30分～17時15分(月曜日～金曜日)

【これからの予定】

福井市での特別定額給付金は、下のとおりです。変更になる場合があります。

(1) インターネットでの手続き

手続きができる日 5月11日(月)から

お金が振り込まれる日 5月20日(水)頃から

(2) 手紙での手続き

福井市から手紙を送る日 5月20日(水)頃から

お金が振り込まれる日 6月はじめ頃から

【^{そうむしょう}総務省コールセンター】

^{くに} 国 (^{そうむしょう} 総務省) は、^{とくべつていがくきゅうふきん} 特別定額給付金 についての ^{しつもん} 質問 に ^{こた} 答えます。わからないこと
があったら、^{でんわ} 電話 を してください。

^{でんわばんごう} 電話番号 0120-260020

^{じかん} 時間 9 時 ~ 18 時 30 分